

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)							担当局	担当
平成29年 5月1日	平成29年 5月12日	大阪市が行う決定行為等に対して異議申立の制度があり、異議申立書の項目に「処分庁の教示の有無及び内容」（表示が異なる場合でも同趣旨のもの含む）があるものについて提出された異議申立書の記載が空白を含む「無い又は無いことを意味する文言」であるがH23年度以降受付を行っている「異議申立書とその決定書およびその決裁」。ただし北区を含む各区の身体障害者手帳交付に係るものを除く。 （市民局に係るものについて）	不存在							号	市民局	総務グループ
平成29年 5月8日	平成29年 5月15日	・第7回大阪市ヘイトスピーチ審査会会議要旨 ・第8回大阪市ヘイトスピーチ審査会会議要旨 ・第9回大阪市ヘイトスピーチ審査会会議要旨	公開							号	市民局	人権企画課
平成29年 5月8日	平成29年 5月15日	(1) インターネット上の動画投稿サイトに掲載されている動画の削除要請について（郵送による送付及び電子メールにより送付） (2) インターネット上の動画投稿サイトに掲載されている動画の削除要請について（電子メール本文） (3) 本件動画の削除に係る報告（電子メールにより送付） (4) 動画の削除完了報告（電子メール本文） (5) 書留・特定記録郵便物等受領証の控え	部分公開	1	2	4	5	6	7	号	市民局	人権企画課
平成29年 5月25日	平成29年 6月8日	・平成28年11月14日付で発送した〇〇〇〇宛ての調査書（3件） ・書留・特定記録郵便物等受領証の控え	公開							号	市民局	人権企画課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	審査会諮問通知書（平成23年12月1日付け大市民第6101号）	部分公開	1	市民局	大阪市人権啓発・相談センター
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	開示請求で審査請求あったものに係り、H27年度以降答申出ているもので、審査請求書提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについての、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書と決裁。ただし、同一申立人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（市民局に係るものについて）	不存在		市民局	大阪市人権啓発・相談センター
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	答申書（平成28年12月12日付け大情審答申第421号）	公開		市民局	総務グループ
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	審査会諮問通知書（平成25年4月30日付け大市民第103号）	部分公開	1	市民局	総務グループ
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	公開請求で審査請求あったものに係り、H27年度以降答申出ているもので、審査請求書提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについて、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書とその決裁。ただし、同一申立人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（市民局に係るものについて）	不存在		市民局	総務グループ